

# 特別小口資金（高知市）

## 制度概要

高知市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる小規模事業者で、以下のすべてに該当する方

- |             |  |
|-------------|--|
| ①<br>(いずれか) | 常時使用する従業員が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの                |
|             | 常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの |
| ②           | 直近1年間の所得割（法人の場合は法人税割）の税金を完納している者   |

## 主な概要

保証限度額	2,000万円 (他の特別小口保険との合算による) (ただし、小規模NPO法人については医業を主たる事業としている者に限る)
保証期間	7年以内(据置 6か月以内)
融資利率	2.00%以内(固定) (ただし、小規模NPO法人のうち、医業を主たる事業としていない者は2.35%以内)
信用保証料率	0.40% (★SN認定 0.40% ★SN認定(4号) 0.00%)